

【都市再生分野】規制改革事項について

1. 国家戦略特区

<特例措置>

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
容積率・都市計画ワンストップ	<b>都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し(8)</b> ◆居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。 (1)民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業) (2)土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業) (3)都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業) (4)開発行為の許可(国家戦略開発事業) (5)都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業) (6)市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業) ◆特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略建築物整備事業) ◆グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業) ◆地域のニーズに応じた建物の立地を促進するため、地区計画等の区域において、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業)	2013年12月 特区法成立	東京都
エリアマネジメント	<b>エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)</b> 国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。	2013年12月 特区法成立	福岡市
公社管理道路(構造改革特区)	<b>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化</b> 地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を收受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。	2015年7月 構造改革特区法	愛知県
建築物用地下水の採取	<b>建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例</b> 自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証試験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特例措置を設ける。	2019年8月省令	大阪府
中心市街地活性化	<b>中心市街地活性化基本計画の認定手続きの特例</b> 中心市街地活性化基本計画に資する内容が記載された区域計画の認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定がなされたものとする。	2021年8月 特区法成立	

<特例措置⇒全国展開>

汚染土壌	<b>汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を限定</b> 国家戦略特区内において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象項目は、区域指定対象物質に限る。 ※初活用自治体:東京都、大阪府	2018年6月 PFI法	
航空法	<b>航空法の高さ制限に係る特例</b> 建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア全体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。 ※初活用自治体:福岡市	2021年9月 通知	

<全国展開>

コンセッション	<b>コンセッション事業者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例</b> 利用料金は条例で定める料金の範囲であるなど一定の要件を満たした場合、地方公共団体への届出制とする。また、地方公共団体が指定管理者の基準などについて条例で特別な定めを定めた場合、議会の議決に要せず事後報告とする。	2018年 6月 PFI法	
---------	--	------------------	--

2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412)	条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業(911-2)	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。
再生資源を利用したアルコール製造事業(1101)	地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。
一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業(1105)	小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする
保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業(1108)	水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制が必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。
燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業(1109)	燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。
研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1123)	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業(1124)	海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期事業者検査の実施時期の延長を可能とする。
特定施設における保安検査期間変更事業(1125(1114))	現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。 (一部全国展開:空気分離設備については、平成17年3月から全国展開)

## 2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
液化ガスの容器における充てん率変更事業(1129-1(1112))	高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。
研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業(1142)	研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
重量物輸送効率化事業(1205(1214、1221))	重量物輸送車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。(一部全国展開・車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月から、長さの特例措置については、平成25年11月から。)
橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業(1210)	市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。
地域特性に応じた道路標識設置事業(1218)	案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。
特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業(1219)	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。
45フィートコンテナの輸送円滑化事業(1224)	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したもの)を適用することを可能とする。
公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業(1227)	埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。
民間事業者による公社管理道路運営事業(1228)	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
回送運行効率化事業(1230)	自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送を行う場合においては、一定の措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。
地方公共団体による特定市街地調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231)	一定の条件を満たす市街地調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする。
再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業(1304(1305))	特定の廃棄物について、再生利用認定制度(環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み)の特例の対象とすることを可能とする。(一部全国展開:廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成18年3月から全国展開)
地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業(1306)	溶融スラグについて、生活環境の保身に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。
特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業(1308)	人の健康の保持又は生活環境の保海上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。